

【札幌市からのお知らせ】
狂犬病予防注射の通年化および「犬の鑑札」デザイン変更について



令和9年度（2027年度）より、狂犬病予防法に関連する手続きに以下のとおり変更があります。

① 狂犬病予防注射の時期（4～6月）の制限がなくなります

これまでの「4月1日～6月30日」という法定期間が見直され、通年で注射を受けられる制度に変わります（これまでも4月～6月以外に受けることはできましたが、今後は年間を通じて期限内の適法な接種として扱われます）。
なお、「年1回接種」の義務は変わりません。前回の接種からおおむね1年後を目安に受けてください。

【重要！】令和9年3月に注射を受ける場合の注射済票に記載される年度について

令和9年3月2日～31日に注射した場合、令和8年度分の扱いとなります。**令和9年度の注射済票を受け取るためには令和9年4月1日～令和10年3月31日に注射を打ってください。**

② 令和9年4月1日以降に交付される「犬の鑑札」のデザインが変わります

これまで交付していた犬の鑑札には、登録番号を「R00-第00000号」と記載していましたが、令和9年4月1日以降に交付する鑑札からは、「第00000000号」の通し番号となります。

また、これまでは、登録年度ごとに鑑札の背景色について、赤・青・黄色の順に繰り返していましたが、今後は無色となります。

令和9年**3月31日**までの登録	年度＋通し番号	R08犬鑑札 札幌市 第 00000 号	令和9年**4月1日**からの登録	8桁の通し番号
				犬鑑札 札幌市 00000000

★すでに犬の鑑札をお持ちの飼い主様へ

現在お持ちの鑑札は、今後もそのままお使いいただけます。交換の手続きは不要です。

■ よくある質問

Q. 令和8年3月に注射を受けましたが、次はいつ受ければいいですか？
A. 通常は前回受けた月からおおむね1年後が目安ですが、令和9年3月に受けた注射は令和8年度分の扱いとなります。令和9年度分として注射を受けたい場合は令和9年4月1日以降に受けてください。

Q. 注射済票もずっと同じものを使うのですか？
A. 注射済票は毎年注射をするごとに新しく交付されます。鑑札と最新の注射済票の両方を首輪等につけてください。

お問い合わせ	札幌市動物愛護管理センター（あいまる さっぽろ） 札幌市中央区北22条西15丁目3-6 TEL:011-736-6134　E-mail:inuneko@city.sapporo.jp

SAPPORO
さっぽろ市
02-F06-26-2283
R8-2-1444